イ　第２回弁済総額
　第２回弁済日における清算株式会社の残余財産総額から同日における協定外債権の合計額を控除した残額（以下「第２回弁済総額」という。）。
ウ　第２回弁済額
㈠　本件協定債権者の有する元本等協定債権から第１回弁済額を控除して、本件協定債権者の債権額を算定する。
㈡　第２回弁済総額を、上記㈠の債権額により按分して本件協定債権者に対する弁済額を算定する。

３　弁済に関するその他の事項
⑴　生じた端数の処理
　上記２⑴記載の第１回弁済の弁済額の計算において生じる１円未満の端数は切り捨てる。上記２⑵記載の第２回弁済の弁済額の計算、及び下記第２記載の追加弁済の弁済額の計算において生じる１円未満の端数の金額については、これを切り捨て、当該切捨ての結果生じる金員については、１円未満の債権額が多い本件協定債権者の順に、当該切捨ての結果生じる金員の額に満つるまで、それぞれ１円ずつ割り当てるものとする。
⑵　支払いの方法
　清算株式会社は、本協定に基づく弁済を、清算人代理の事務所（大阪市北区堂島一丁目１番５号梅田新道ビルディング８階）において行う。
　ただし、弁済を受けることのできる協定債権者が、弁済日の２週間前までに、清算株式会社に対して振込先の金融機関の口座を指定した場合には、当該協定債権者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うこととし、この場合の振込手数料は清算株式会社の負担とする。
　なお、弁済を受けることのできる協定債権者が、弁済日の翌日から２週間を経過する日までに清算人代理の事務所で本協定に基づく金員の弁済を受領しなかった場合、清算株式会社は、大阪法務局において、当該金員を供託することができる。
⑶　休日の取り扱い
　本協定に基づく弁済日が金融機関の休業日に当たるときは、その直後の営業日をもって弁済日とする。
⑷　外貨建債権の取扱い
　外貨建の協定債権については、本件特別清算手続開始決定日の換算レートである以下のレートで円換算した額（なお、円換算の結果生じる１円未満の端数は、切り捨てる。）を協定債権として取り扱うとともに、本協定に基づく弁済についても円貨で行う。

外貨種類	換算レート
米ドル建債権	１米ドル＝円93.91円

⑸　反対債権がある場合の処理
　清算株式会社は、本件協定債権者に対して本協定に基づく弁済をする際に、当該協定債権者に対して相殺適状にある債権（反対債権）を有するときは、これを控除して弁済することができる。
⑹　協定債権移転の場合の処理
　平成22年12月28日以降、協定債権の一部又は全部の移転があった場合、協定債権に関する権利の変更及び弁済方法の定めは、移転前の協定債権の帰属先及び金額を基準に適用し、権利変更後の金額を譲渡された債権の額に按分してそれぞれ弁済する。

第２　新たな財産が発見された場合の特例（追加弁済）
　上記第１の２⑵記載の第２回弁済の完了後、または、上記第１の２⑵記載の第２回弁済がないことが確定した後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者のうち、追加弁済対象協定債権を有する協定債権者（以下「追加弁済対象協定債権者」という。）に対し、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を、追加弁済対象協定債権者の有する追加弁済対象協定債権の額の割合に応じて按分した額を支払う。
　この場合においては、追加弁済対象協定債権者が、上記第１の１⑵記載の規定により行った追加弁済対象協定債権の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

監督命令取消

平成２２年（再）第２２号
大阪府堺市堺区五月町１番24号
再生債務者　河中　勝利
主文　平成22年８月25日にした監督命令を取り消す。
平成23年３月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第２３号
大阪府堺市堺区中瓦町１丁４番８号
再生債務者　河中　加代
主文　平成22年８月25日にした監督命令を取り消す。
平成23年３月16日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第７号
大阪府大阪狭山市大野台４丁目28番11号
再生債務者　株式会社岡本スチール
１　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月25日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年５月26日から平成23年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

再生債権の特別調査期間

平成２２年（再）第８号
神戸市西区櫨谷町福谷882番
再生債務者　医療法人社団白眉会
特別調査期間　平成23年３月29日から平成23年４月５日まで
平成23年３月15日
神戸地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２２年（再）第２５号
大阪府和泉市和気町２丁目２番71号
再生債務者　横田　吉永
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法202条２項各号に定める事由はない。
平成23年３月14日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成１９年（再）第１号
福島県白河市古池４番地８
再生債務者　株式会社光和電設
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年３月10日　福島地方裁判所白河支部

平成１９年（再）第１号
三重県熊野市井戸町358番地の３
再生債務者　有限会社太洋産業
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　本件は、再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年３月15日　津地方裁判所

平成２１年（再）第１号
福岡県大川市大字大橋423番地
再生債務者　アクト工業有限会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年３月14日　福岡地方裁判所柳川支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第５号
岐阜県瑞浪市西小田町３丁目243番地
再生債務者　丹羽ミエ子
１　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月５日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月19日から平成23年５月10日まで
岐阜地方裁判所多治見支部